

1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった生徒が、心身の苦痛を感じているものとされる。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとされる。
- (3) 素直で明るい生徒が多い本校でも、「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもたなければならないものとされる。
- (4) いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくることを年度始めに生徒・家庭・地域に向けて宣言する。
- (5) 保護者との信頼関係づくりに努め、地域や関係機関と連携して、いじめが起こりにくい学校風土をつくる。
- (6) いじめを行っている生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。

2 いじめ防止に向けた取組

- (1) 早期発見・早期解消
 - ① 日常の生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
 - ② 生徒同士で気になる事案がないか意識できるように、いじめ防止委員会（生徒会本部役員・部長・学級代表）を設立し、報告し合えるようにする。
 - ③ 保護者との連携を密に行い、実態把握に努める。
 - ④ 毎月1回アンケート調査を実施し、実態把握に努める。
 - ⑤ 民生児童委員や学校評議員等との情報交換を密に行うとともに、地域の情報からいじめの早期発見に努める。
 - ⑥ いじめが確認された場合は、特定の教職員で抱え込まず、生徒支援委員会（いじめ防止部会）を中心に、全校一致体制で事態の解消に取り組む。
 - ⑦ 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。
- (2) 未然防止
 - ① 生徒会を中心に、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
 - ② いじめ防止強化月間を年2回（5・12月）設定し、生徒の人権意識の高揚を図る。
 - ③ 年度当初、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズや「ピアサポート」の実践を通して、よりよい人間関係を築く学級運営、学校運営に努める。
 - ④ スクールカウンセラー・心の教室相談員、SSW等を有効に活用し、生徒の悩みの解消に努める。
 - ⑤ インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育及び保護者への啓発活動を進める。
 - ⑥ いじめられても抵抗できず一人で我慢したり、いじめに遭遇しても制止できなかったりする生徒が多いことを鑑みて、確固とした自分の考えを主張できる生徒を育成するために、授業改善等を通じた取組を推進する。
 - ⑦ いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はない。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって生徒の指導にあたる。

3 重大事態への対応

- (1) いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合には、教育委員会に速やかに報告し、市教育委員会の協力のもと支援体制を整備する。
- (2) 重大事態が発生した際には、「妙義中学校いじめ問題調査委員会（生徒指導全体計画参照）」において、速やかに調査を行う。また、必要に応じて第三者委員会の設置を検討する。

4 取組の評価・検証

いじめ防止に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努めるとともに、年2回実施の学校評価を用いて検証を詳細に行い、結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。